

学校給食用等政府備蓄米交付要領

制定：平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知
一部改正：平成 22 年 8 月 12 日付け 22 総食第 448 号総合食料局長通知
一部改正：平成 22 年 10 月 29 日付け 22 総食第 651 号総合食料局長通知
一部改正：平成 23 年 9 月 1 日付け 23 総食第 1115 号総合食料局長通知
一部改正：平成 27 年 9 月 28 日付け 27 食第 96 号政策統括官通知
一部改正：令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号政策統括官通知
一部改正：令和 2 年 5 月 26 日付け 2 政統第 416 号政策統括官通知
一部改正：令和 2 年 8 月 27 日付け 2 政統第 1018 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1926 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 3 月 26 日付け 2 政統第 2626 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 6 月 29 日付け 3 政統第 915 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2102 号農産局長通知
一部改正：令和 4 年 6 月 15 日付け 4 農産第 1166 号農産局長通知

第 1 目的

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀の備蓄制度に対する理解促進及びごはん食を通じた食育の推進を図るため、児童・生徒・幼児等に対し、政府が備蓄する米穀（以下「政府備蓄米」という。）について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 49 条第 1 項、主要食糧の需給及び価格に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）第 15 条第 1 項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 29 条の規定に基づく交付を行う。

【参考】引用法令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）

（主要食糧の交付等）

第 49 条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 （略）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）

（主要食糧の交付）

第 15 条 法第 49 条第 1 項の主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

2 （略）

主要食糧の需給及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）

（主要食糧の交付）

第 29 条 農林水産大臣は、令第 15 条第 1 項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第 2 交付の種類

本要領に定める政府備蓄米の交付は、食糧法第 49 条第 1 項に基づく無償での交付（以下「無償交付」という。）及び 1 年目に無償交付された政府備蓄米を米粉パン等（米を原材料として製造されたパン又はめんをいう。以下同じ。）として使用した場合の 2 年目の上乘せ措置としての低価による販売（以下「有償交付」という。）の 2 種類とする。

第 3 交付対象者

1 交付米穀の交付対象者は、以下の(1)から(3)までに掲げるものとする。

- (1) 都道府県学校給食会、都道府県、市区町村、国立大学法人及び学校法人等*1

*1 学校法人等とは、次に掲げるものをいう。以下同じ。

- (1) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人
- (2) 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条に規定する学校設置会社
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条に規定する私立幼稚園を設置する者

ただし、保育所等^{*2}のうち児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園は市区町村とし、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を届け出た施設は、都道府県、指定都市^{*3}、中核市^{*4}及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県から当該施設の事務処理の特例を受けている市町村とする。

(2) 子どもに食事を提供する団体（以下「食事提供団体」という。）

は、次のものとする。なお、社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体が、子どもに食事の提供を行う場合には、当該団体も交付対象者に含むものとする。

ア 子ども食堂（地域のボランティア等が子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）

イ フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 19 条第 1 項に定める活動を行う団体）

(3) 子どものいる家庭に食材を提供する団体（以下「食材提供団体」という。）

は、子どものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭（以下「子育て家庭」という。）に食材を提供する団体として、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。なお、社会福

^{*2} 保育所等とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所及び同法第 59 条第 1 項に規定する施設（第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものに限る。）であって同法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に届け出たもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

^{*3} 指定都市とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に定めるものをいう。

^{*4} 中核市とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 に定めるものをいう。

社協議会等の生活困窮者支援を行う団体が、子育て家庭に食材の提供を行う場合であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該団体も交付対象者に含むものとする。

ア 国、都道府県、市区町村から子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体、若しくは都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体

イ 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体

2 次に掲げるものについては、1の規定にかかわらず、交付対象者としなない。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるもの

(2) 虚偽の申請を行うなど、米穀の交付先として不相当であると農産局長が認めたもの

(3) 第10の3の措置を受けたもの

【参考】引用法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

2 （略）

第59条の2 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものの（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により

幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
 - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 三 建物その他の設備の規模及び構造
 - 四 事業を開始した年月日
 - 五 施設の管理者の氏名及び住所
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 2・3 (略)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

第19条

国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2・3 (略)

第4 交付の要件

交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。

1 無償交付の要件

米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食を通じた食育を目的

として政府備蓄米を学校給食用等（以下の（1）から（3）までに掲げる用途をいう。以下同じ。）、食事提供団体における食育用（以下の（4）に掲げる用途をいう。以下同じ。）、食材提供団体における食育用（以下の（5）に掲げる用途をいう。以下同じ。）に使用するものに限るものとする。

（1）学校等給食用

ア 用途

管内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、中等教育学校の後期課程、高等学校（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 2 条に規定する夜間課程を置く高等学校を除く。））、大学及び高等専門学校を除く。）及び保育所等（以下「学校等」という。）において、学校等給食（学校等で提供される給食をいう。以下同じ。）用として使用すること。

イ 条件

米飯給食（米粉パン等を使用した給食を含む。以下同じ。）の実施回数を、前年度よりも増加させること。

ただし、増加後の回数が、過去に無償交付（旧学校給食等用政府備蓄米交付要領（平成 10 年 5 月 15 日付け 10 食糧業第 409 号（業流）食糧庁長官通知）又は本要領に基づく無償交付を含む。ウにおいて同じ。）を受けた交付年度における実施回数を上回らない場合は対象としない。

ウ 各学校等別交付数量

各学校等で前年度より増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下とする。

ただし、過去に無償交付を受けた交付年度における米飯給食の実施回数が、前年度の実施回数を上回っている場合は、前者と比較して増加する米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下とする。

(2) 調理実習等学習教材用

ア 用途

管内の学校等における学習活動の中で調理実習等学習教材用として、米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用すること。

イ 各学校等別交付数量

アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

(3) 試食会用

ア 用途

管内の学校等において幼児、児童、生徒、保護者、教職員、栄養士及び給食調理員等を対象として、米飯給食を推進することを目的に政府備蓄米の試食会用として使用すること。

イ 各学校等別交付数量

アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

(4) 食事提供団体における食育用

ア 用途

食事提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、子どもにごはんとして提供すること。

なお、子ども食堂等が開催できないなどの事情により、子どもに政府備蓄米をごはんとして提供することが出来ないときは、弁当その他の方法により提供することができる。

イ 条件

食事の提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

ウ 食事提供団体別交付数量

1 交付申請につき 120kg 以下とする。

第 7 の 1 の (5) に基づき、食事提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1 交付申請につき 1 地域当たり 120kg 以下とする。

ただし、第 7 の 1 の (6) の場合にあっては、この限りではない。

(5) 食材提供団体における食育用

ア 用途

食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を子育て家庭に直接配付すること。

イ 条件

食材を直接受けとる子育て家庭に対して、子育て家庭にごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

また、政府備蓄米に加え、他の食材も併せて、子育て家庭に直接配付すること。

ウ 食材提供団体別交付数量

1 交付申請につき 450kg 以下とする。

第 7 の 1 の (7) に基づき、食材提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1 交付申請につき 1 地域当たり 450kg 以下とする。

ただし、第 7 の 1 の (9) の場合にあっては、この限りではな

い。

2 有償交付の要件

(1) 用途

学校等給食の米粉パン等用として使用すること。

(2) 条件

交付年度の前年度に、本要領に基づき無償交付された政府備蓄米で米粉パン等を製造し、又は製造を委託し、学校等給食用に使用した実績があること。

(3) 各学校等別交付数量

前年度に学校等給食の米粉パン等用として無償交付を受けた数量の全量以下とする。

第5 交付期間

無償交付と有償交付の実施期間は、それぞれ1年度内とする。

第6 交付数量等の通知

農産局長は、毎年度、交付米穀の総量及び交付米穀の年産を定め、様式1号により内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、全国学校給食会会長並びに北海道農政事務所長、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に通知する。

様式1号（P21）

【学校等・食事提供団体
・食材提供団体における政府備蓄米交付数量等について】

第7 交付申請及び交付審査・決定等

1 交付申請

(1) 無償交付又は有償交付を希望する学校等の長（以下「学校給

- 食用等交付申請者」という。)、無償交付を希望する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請数量を 30 kg 単位で取りまとめ、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書(様式 2 号。以下「交付申請書」という。)により、農産局長に提出する。
- (2) (1)の提出は、学校給食用等にあつては、学校等が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。
- (3) 学校給食用等交付申請者は、(1)の提出に当たり、交付米穀の交付を受けようとする各学校等(以下「交付申請校」という。)別に、交付申請書(ただし、別紙 4 は除く。)を添付する。
- (4) 無償交付を希望する食事提供団体の長は、交付申請書(別紙 1、2、3、4-②、4-1-②、4-2-②、5、6 及び 7 を除く。以下この(4)において同じ。)を農産局長に提出する。
- なお、食事提供団体の長から交付申請書の提出の依頼を受けた団体の長は、食事提供団体の長が作成した交付申請書を農産局長に提出することができる。
- (5) (4)の場合であつて、無償交付を希望する食事提供団体が複数の地域において活動するときは、当該食事提供団体の地域別の体制が整備されている場合に限り、当該食事提供団体の長は、活動する地域ごとに交付申請書を提出することができる。
- (6) その他、無償交付を受けることが適切であると農産局長が認める場合にあつては、食事提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。
- (7) 無償交付を希望する食材提供団体の長は、交付申請書(別紙 1、2、3、4-①、4-1-①、4-2-①、5、6 及び 7 を除く。以下この(7)において同じ。)を農産局長に提出する。

様式 2 号 (P22・P23)

【学校等・食事提供団体
・食材提供団体にお
ける政府備蓄米交付申
請書(無償交付・有償
交付)】

(P24~P42)

様式 2 号-別紙 1

様式 2 号-別紙 2

様式 2 号-別紙 3

[使用計画書]

(食事提供団体)

様式 2 号-別紙 4-①

(食材提供団体)

様式 2 号-別紙 4-②

[自己申告書]

(食事提供団体)

様式 2 号-別紙 4-1-①

(食材提供団体)

様式 2 号-別紙 4-1-②

[誓約書]

(食事提供団体)

様式 2 号-別紙 4-2-①

(食材提供団体)

様式 2 号-別紙 4-2-②

様式 2 号-別紙 5

(確認書(その 1))

様式 2 号-別紙 6

(確認書(その 2))

様式 2 号-別紙 7

なお、食材提供団体の長から交付申請書の提出の依頼を受けた団体の長は、食材提供団体の長が作成した交付申請書を農産局長に提出することができる。

(8) (7)の場合であって、無償交付を希望する食材提供団体が複数の地域において活動するときは、当該食材提供団体の地域別の体制が整備されている場合に限り、当該食材提供団体の長は、活動する地域ごとに交付申請書を提出することができる。

(9) その他、無償交付を受けることが適切であると農産局長が認める場合にあっては、食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

(10) (1)の交付申請を行おうとする学校給食用等交付申請者は、過去に交付実績があるにもかかわらず、第13の1に基づく農産局長に対する使用報告を怠った場合その他の本要領に違反している場合にあっては、当該年度の交付申請を行うことができないものとする。

(11) (1)の交付申請を行おうとする食事提供団体又は食材提供団体の長は、過去に無償交付を受けた実績がある場合であって、交付された政府備蓄米の使用を終えていないとき、第13の1に基づく使用報告を行わなかったとき、農産局長が第13の1に基づく使用報告の内容に不備があると判断し、その不備が補正されないときその他の本要領に違反するときは、新たに交付申請を行うことができないものとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体又は食材提供団体の長が、無償交付を受けた翌年度の4月末までに活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行おうとする場合には、交付された政府備蓄米のうち新たな交付申請に係る地域に

対するものの使用を終え、第13の1に基づく使用報告のうち当該地域に関するものを新たに交付申請を行う日までに行い、その内容に不備がないと農産局長から認められた場合に限り、新たに当該地域に対する交付申請を行うことができるものとする。

2 交付審査・決定

(1) 交付申請書の提出を受けた農産局長は、確認基準（別紙）に基づき審査を行う。

(2) (1)の審査において、農産局長は、1の(4)から(9)の交付申請に係る食事提供団体及び食材提供団体の活動実態等を把握するため、必要に応じて食事提供団体や食材提供団体の活動のために連携している市区町村等に照会を行う。

(3) 農産局長は、交付米穀の総量の範囲内で交付決定を行う。交付決定をした場合には、交付申請者に学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（様式3号。以下「交付決定書」という。）を送付して、次に掲げる事項を通知する。

ア 年産、産地、品種銘柄、等級及び包装別の交付数量

イ 引渡しを行う受託事業者（政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者をいう。以下同じ。）

ウ 交付米穀を在庫している倉庫

エ 交付米穀の引渡方法

オ その他必要な事項

(4) (3)の通知は、学校給食用等にあつては地方農政局長等を経由して行うものとする。

3 公表

農産局長は、2の(3)の食事提供団体・食材提供団体の食育用に係

別紙（P63）

【学校等・食事提供団体
・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準】

様式3号（P43）

【学校等・食事提供団体
・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（無償交付・有償交付）】

る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量等の情報について、農林水産省のWEBサイトにより、公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

(1) 第7の2により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、被災による学校閉鎖等により交付決定数量の変更又は辞退をしようとするときは、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（様式4号。以下「交付変更等申請書」という。）を農産局長に提出する。

(2) (1)の提出は、学校給食用等に係るものにあつては学校等が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。

(3) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（様式3号）」とあるのは「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式5号）」と読み替えるものとする。

5 有償交付の手続

(1) 有償交付の指示

農産局長は、有償交付を行う場合は、受託事業体に、学校給食用等政府備蓄米交付売買契約等指示書（様式6号。5において「売買契約等指示書」という。）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 有償交付価格

農産局長は、有償交付価格（単価）を定め、受託事業体に提

様式4号（P44）

【学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（無償交付・有償交付）】

様式5号（P45）

【学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（無償交付・有償交付）】

様式6号（P46～P49）

【学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書】

示する。

(3) 売買契約

ア 農産局長は、受託事業体に対し、交付決定者と売買契約を締結させる。この場合において、受託事業体と交付決定者との間で、売買契約等指示書に定める必要な事項を約定させるものとする。

イ 受託事業体は、アの売買契約を締結した場合は、遅滞なく農産局長に報告する。

第8 交付米穀の引渡し

1 無償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

(1) 農産局長は、受託事業体に、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡指示書（様式7-1号）により、交付米穀の引渡しを指示する。

【学校等・食事提供団体
・食材提供団体にお
ける政府備蓄米交付引
渡関係】

様式7-1号（P50）

【引渡指示書】

様式7-2号（P51）

【引渡申出書】

(2) 交付決定者は、第7の2の(3)の交付決定書を受領した後、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡申出書（様式7-2号。以下「引渡申出書」という。）を受託事業体に提出する。

(3) (2)の引渡申出書を受領した受託事業体は、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書（様式7-3号。以下「交付引渡申請書」という。）を農産局長に提出する。

様式7-3号（P52）

【引渡申請書】

(4) 農産局長は、(3)の申請について適切と認めた場合には、これを承認し、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡決定通知書（様式7-4号。以下「引渡決定通知書」という。）を受託事業体に交付する。

様式7-4号（P53）

【引渡決定通知書】

(5) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。

(6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

2 有償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

(1) 交付決定者は、第7の5の(3)の売買契約を締結した後、引渡申出書を受託事業体に提出する。

(2) (1)の引渡申出書を受領した受託事業体は、交付引渡申請書を農産局長に提出する。

(3) 農産局長は、引渡申請書を提出した受託事業体に対して、納入告知書を発行する。

(4) 受託事業体は、(3)の納入告知書により、農産局長に販売代金を納付する。

(5) 農産局長は、当該受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書を受託事業体に交付する。

(6) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。

(7) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

第9 交付決定者の採るべき措置

1 交付決定者は、引渡しを受けた米穀を学校等若しくは共同調理

場若しくはそれらの設置者（以下「設置者等」という。）に引き渡すとき又は加工（とう精又は米加工食品の製造をいう。以下同じ。）若しくは炊飯を委託するときは、当該引渡し又は委託に係る契約書若しくは誓約書等の提出により、当該玄米、精米又は米加工食品及び委託炊飯に係る米飯が学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用に全量供されるよう厳正な措置をとらなければならない。

- 2 交付決定者は、自らが交付米穀の引渡し又は加工を委託した者及び設置者等に対し、当該米穀及び米加工食品の使用状況が常に明確であるようにさせなければならない。
- 3 交付決定者、引渡等受託者及び設置者等は、交付米穀及び交付米穀から製造した製品（以下「交付米穀等」という。）について、これを転売し、又は貸付けてはならない。

第10 要領違反等の場合の措置

農産局長は、本事業において要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

- 1 地方農政局長等は、次の(1)又は(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。
 - (1) 学校給食用等として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
 - (2) 交付米穀の交付を受けた学校等（以下「交付対象校」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合

2 農産局長は、1の報告を受けたとき、又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を審査することとする。

(1) 食事提供団体における食育用又は食材提供団体における食育用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合

(2) 交付米穀の交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体（以下「交付対象施設」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合

3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。

(1) 1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めるときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府売渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること

(2) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府売渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること

4 農産局長は、3の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、それぞれの徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額の金額を加算金として併せて徴収する。

第11 指導監督

農産局長は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして

諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の受払い使用状況につき指導監督することができる。

第 12 交付決定者の協力義務

交付決定者は、次の場合において農産局長及び地方農政局長等に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長及び地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第 11 により農産局長が調査、報告を求めた場合

第 13 報告

- 1 交付決定者は、政府備蓄米の交付を受けた翌年度の 4 月末まで（過去に無償交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体の長が無償交付を受けた翌年度の 4 月末までに新たな交付申請を行う場合にあっては、新たに交付申請を行う日までとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体又は食材提供団体の長が活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行う場合にあっては、交付申請に係る地域については新たに交付申請を行う日までとし、その他の地域については無償交付を受けた翌年度の 4 月末までとする。）に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式 8 - 1 号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式 8 - 2 号、食事提供団体における食育用については様式 8 - 3 号 - ①、食材提供団体における食育用については様式 8 - 3 号 - ②、有償交付については様式 8 - 4 号。以下この 1 において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する。

様式 8 - 1 号 (P54)

【学校等における政府
備蓄米使用報告書(無
償交付学校等給食
用)】

様式 8 - 2 号 (P55)

【学校等における政府

なお、食事提供団体又は食材提供団体の長にあつては、政府備蓄米の使用を完了する前に使用報告書の提出を行った場合又は未使用報告書（様式 8 - 5 号）を提出した場合にあつても、その使用が完了したときは、あらためて使用報告書を提出するものとする。

また、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告書（様式 8 - 5 号）を農産局長に提出するものとする。

2 1 の提出は、学校給食用等に係るものにあつては学校等が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。

3 1 の報告を受けた農産局長は、第 10 の 1 又は 2 に掲げる事実を確認した場合は、第 10 の 3 に基づき必要な措置を講じる。ただし、当該事実がやむを得ない事情によるものと認められたときは、第 7 の 1 の (1) の交付申請書の内容のとおり実施したものとして扱うとともに、未使用交付米穀につき学校給食用等又は食事提供団体における食育用並びに食材提供団体における食育用として適正な使用が見込まれるときは、当該米穀の返納を要しないものとし、その旨を学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（様式 8 - 6 号）により交付決定者に通知する。

附 則（令和 4 年 6 月 15 日付け 4 農産第 1166 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通

備蓄米使用報告書（無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用）】

様式 8 - 3 号-①

（P56・P57）

【食事提供団体における政府備蓄米使用報告書】

様式 8 - 3 号-②

（P58・P59）

【食材提供団体における政府備蓄米使用報告書】

様式 8 - 4 号（P60）

【学校等における政府備蓄米使用報告書（有償交付用）】

様式 8 - 5 号（P61）

【学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告書（無償交付・有償交付）】

様式 8 - 6 号（P62）

【学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（無償交付・有償交付）】

知) 第7の規定によりなされた交付申請の取扱いについては、な
お従前の例によることができる。

「様式1号」

番 号
年 月 日

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長
厚生労働省子ども家庭局長
全国学校給食会連合会会長
地方農政局長

殿（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事局長）

農林水産省農産局長

令和〇〇年度における学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府
備蓄交付数量等について

このことについて、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21
総食第47号総合食料局長通知）第6の規定に基づき、令和〇〇年度における交付米穀
の総量及びその他の必要事項を下記のとおり定めましたので、御了知願います。

記

- 1 〇〇年度交付米穀の総量
 - (1) 無償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン
 - (2) 有償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン

- 2 その他

注：本通知を受けた地方農政局長等は、都道府県学校給食会、都道府県等に通知する
ものとする。

「様式 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書
（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の(1)の規定に基づき、学校等並びに食事提供団体及び食材提供団体における政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 交付申請数量 玄米〇〇キログラム又は精米〇〇キログラム
- 2 添付書類
 - (1) 無償交付申請
 - ①用途（様式 2 号－別紙 1）
 - ②学校等・食事提供団体・食材提供団体における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
 - ③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 2）
 - ④食事提供団体における食育用として使用する場合には、当該食事提供団体において、食育の取組として、食事の提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－①）
 - ⑤食材提供団体における食育用として使用する場合には、当該食材提供団体において、食材の提供を直接受ける子育て家庭に対して、家庭内で子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が配付する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－②）

⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙5）

⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙6）

(2) 有償交付申請

①申請数量根拠（様式2号－別紙3）

②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第4の1の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙7）

(注1) 地方自治法第252条17の2に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

(注2) 精米の交付を希望することができる者は、食事提供団体の長又は食材提供団体の長に限る。

「様式 2 号 - 別紙 1」

	学校等区分	学校等数	給食等予定人員	1人1食当たり給食等量	給食等予定延べ人員	増加数量	申請数量
1 学 校 等 給 食 用	計算式		①	②	③ = ① × 増加回数	④ = ② × ③	⑤ ≤ ④
	小学校	校 ()	人 ()	精米 g ()	人 ()	精米 kg ()	精米 kg ()
	中学校	()	()	()	()	()	()
	夜間学校	()	()	()	()	()	()
	特別支援学校	()	()	()	()	()	()
	幼稚園	()	()	()	()	()	()
	保育所等	()	()	()	()	()	()
	その他 ()	()	()	()	()	()	()
	小 計						() a
	交付申請数量小計 (a ÷ 0.903)						
2 調 理 実 習 等 学 習 教 及 材 び 用 3 試	小学校	校					
	中学校						
	夜間学校						
	特別支援学校						
	幼稚園						
	保育所等						

食 会 用	その他 ()		b
	小 計		
	交付申請数量小計 (b ÷ 0.903)		
交付申請数量合計 (1+2+3)			玄米 kg ()

- (注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校等区分別の延べ人数を記載する。
2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の () 内には、米粉パン等用の数量等を記載する。
3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。
4. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。
5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用の場合には、調理実習等、試食会とする。
6. 申請数量は30kg単位を基本とすること。
7. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

「様式2号-別紙2」

学校等名	用途	給食等予 定人員	1人1食 当たり給 食等量	米飯給食回数			増加回数	給食等予 定延べ人 員	増加数量	申請数量
				前回交付年度 (○年度)	前年度 (○年度)	申請年度 (○年度)				
		①	②	③	④	⑤	⑥=⑤-④	⑦=①×⑥	⑧=②×⑦	⑨≦⑧
		人	精米 g	回	回	回	回	人	精米 k g	精米 k g

- (注) 1. 用途欄は、①学校等給食用、②調理実習等学習教材用、③試食会用の別を数字で記入する。
 2. 米粉パン等用の数量等は、学校ごとに別行で記入する。
 3. ③の前回交付年度については、交付を受けた実績がある場合に記入し、④の前年度を上回る場合には、増加回数は⑥=⑤-③とする。
 4. 学校等給食用にあつては、米飯給食回数欄それぞれの月別回数の実績及び計画を添付する。また、調理実習等学習教材用、試食会、それぞれの使用計画を添付する。
 5. 給食等予定人員欄、1人1食当たり給食等量欄及び給食等予定延べ人員欄に給食等とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用とし、それぞれの1人1食当たりの数量が分かる書類を添付する。

食事提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食事提供団体

①団体の名称 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入して下さい。		これまでの 交付決定の 有・無	有 ・ 無
②活動地域ごとに申請を行う場合は、本申請において、活動を行う地域名を記入してください。また、交付要領第 7 の 1 の (6) に基づき申請を行う場合は、その理由を記入してください。	地域名： ※交付要領第 7 の 1 の (5) に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合のみ記載してください。 ----- 交付要領第 7 の 1 の (6) に基づき申請を行う理由： ※交付要領第 7 の 1 の (6) に基づき申請を行う場合のみ記載してください。		
③団体種別 ※いずれか一つに○を入れてください。	<input type="checkbox"/> 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） <input type="checkbox"/> NPO 法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） <input type="checkbox"/> その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人 <input type="checkbox"/> 任意団体		
④団体の長の氏名、住所等	氏名： 〒 住所： TEL：		
⑤配送先住所（宛名、住所、電話番号）	宛名： 〒 住所： TEL：		
⑥事務担当者名及びメールアドレス ※交付決定や配送の連絡を行うため、必ず記入して下さい。	事務担当者名： メールアドレス：		
⑦団体のホームページアドレス （ホームページがある場合）			

(注) 「⑤配送先住所」の欄については、「④団体の長の氏名、住所等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。なお、配送先については、交付決定後には変更ができません。

2. 公的機関及び他団体等との関わり

① 公的機関との関わり	※公的機関からの支援、公的機関との連携等の具体的な内容（運営や周知に係る協力など）
	※公的機関（市区町村等）の名称、担当部署名、連絡先
② 他団体との関わり	※他団体からの支援、他団体との連携等の具体的な内容（食材調達に係る協力など）
	※他団体の名称、担当係名、連絡先

（注） 1. 「①公的機関との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入して下さい。

① 国、都道府県、市区町村からの支援として、委託事業や補助事業の名称

② 都道府県、市区町村等から活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容

③ 関わりのある全ての公的機関の名称、担当部署名、連絡先

※本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位での交付申請を行う場合は、日頃の活動において連携している市区町村の担当部署名、連絡先を記入してください。

2. 「②他団体との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入してください。

① 連携している団体や企業等があり、活動に係る開催周知や食材調達、人材確保等の具体的な協力内容

② 関わりのある主な他団体の名称、担当係名、連絡先

3. 食事提供団体の使用計画

①子ども1人の1食当たりの数量 (g/人・食) (参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量 (65~110g)	②1回当たりの提供人数 (人/回)	③提供の回数 (回)	④申請数量 (①×②×③) (kg) (注) 1. 申請数量は、30kg (配送単位) の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
g	人	回	精米 kg 玄米 kg
⑤開催場所及び参加予定者の情報 1 開催場所： (例 ○○公民館) 2 提供期間： (例 ○年○月～○月) 3 参加予定者 (人数)： (例 ○○小学校 ○○名)			

- (注) 1. ①の欄は、子ども1人の1食当たりの数量 (65~110gの範囲の数値) を記入してください。
 2. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定の子どもの実数を記入してください。
 3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数 (子ども食堂等の開催予定回数) を記入してください。
 4. ⑤の欄は、食事提供を行う実際の開催場所、提供期間、参加予定者を記入してください。
 5. 交付要領第7の1の(6)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。

4. 添付資料として、以下の書類を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「5. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

(1) 団体の体制が分かるもの

スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、実際に提供する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。

(2) 活動状況が分かるもの

① 食事の提供を行う部屋の写真（複数の場所で提供する場合は、全ての提供場所の写真を提出ください。）

② 開催案内（チラシ、SNS、ホームページ、広報誌への掲載内容など。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、対象地区等の名称の記載があるもの。（過去のものを含む。）本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、活動の実態が分かるもの。）

③ 食育の取組の内容が分かるもの（弁当配付時に同封するチラシやパンフレット）

（例）「ごはん食の魅力を伝える」・「米と他の食材を活用した調理方法」などを掲載したもの。

(3) 食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書（様式2号－別紙4－1－①）

(4) 誓約書（様式2号－別紙4－2－①）

5. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限る）

	省略の有無	過去の交付時期
スタッフの名簿		年 月

食材提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食材提供団体

①団体の名称 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入して下さい。		これまでの 交付決定の 有・無	有 ・ 無
②活動地域ごとに申請を行う場合は、本申請において、活動を行う地域名を記入してください。また、交付要領第 7 の 1 の (9) に基づき申請を行う場合は、その理由を記入してください。	地域名： ※交付要領第 7 の 1 の (8) に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合のみ記載してください。 交付要領第 7 の 1 の (9) に基づき申請を行う理由： ※交付要領第 7 の 1 の (9) に基づき申請を行う場合のみ記載してください。		
③団体種別 ※いずれか一つに○を入れてください。	<input type="checkbox"/> 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） <input type="checkbox"/> NPO 法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） <input type="checkbox"/> その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人 <input type="checkbox"/> 任意団体		
④団体の長の氏名、住所等	氏名： 〒 住所： TEL：		
⑤配送先住所（宛名、住所、電話番号）	宛名： 〒 住所： TEL：		
⑥事務担当者名及びメールアドレス ※交付決定や配送の連絡を行うため、必ず記入して下さい。	事務担当者名： メールアドレス：		
⑦団体のホームページアドレス （ホームページがある場合）			

(注) 「⑤配送先住所」の欄については、「④団体の長の氏名、住所等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。なお、配送先については、交付決定後には変更ができません。

2. 公的機関及び他団体等との関わり

① 公的機関との関わり	※公的機関からの支援、公的機関との連携等の具体的な内容（運営や周知に係る協力など）
	※公的機関（市区町村等）の名称、担当部署名、連絡先
② 他団体との関わり	※他団体からの支援、他団体との連携等の具体的な内容（食材調達に係る協力など）
	※他団体の名称、担当係名、連絡先

（注） 1. 「①公的機関との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入して下さい。

- ① 国、都道府県、市区町村からの支援として、委託事業や補助事業の名称
- ② 都道府県、市区町村等から活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容
- ③ 関わりのある全ての公的機関の名称、担当部署名、連絡先
 ※本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位での交付申請を行う場合は、日頃の活動において連携している市区町村の担当部署名、連絡先を記入してください。

2. 「②他団体との関わり」の欄は、以下に留意の上、記入してください。

- ① 連携している団体や企業等があり、活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容
- ② 関わりのある主な他団体の名称、担当係名、連絡先

3. 食材提供団体の使用計画

①配付1回当たりの1人分の数量 (kg/人・回) (参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量 (65~110g)	②配付1回当たりの配付人数 (人/回)	③配付回数 (回)	④申請数量 (①×②×③) (kg) (注) 1. 申請数量は30kg (配送単位) の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
kg	人	回	精米 kg 玄米 kg
⑤配付場所・期間及び提供先となる子どもの数の根拠 1 配付場所： (例 ○○公民館) 2 配付期間： (例 ○年○月～○月) 3 配付先となる子どもの人数の根拠： (例1：○○市における、児童扶養手当を受給している子育て家庭の子ども ○人) (例2：○○市における、就学援助を受給している子育て家庭の子ども ○人) (例3：○○市における、子育て家庭の子ども ○人)			

(注) 1. ②の欄は、政府備蓄米を配付予定の子どもの人数を記入してください。

2. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米を、子育て家庭に直接配付する回数を記入してください。

3. ⑤の欄は、実際に食材配付を行う場所、配付期間、配付予定の子どもの人数の根拠を記入してください。

4. 交付要領第7の1の(9)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「5. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

(1) 団体の体制が分かるもの

スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。）

(2) 活動状況が分かるもの

① 食材保管場所の写真（複数の場所で保管する場合は、全ての保管場所の写真を提出ください。）

② 子育て家庭への情報案内（チラシ、SNS、ホームページ、広報誌への掲載内容など。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、対象地区等の名称の記載があるもの。（過去のものを含む。）本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、活動の実態が分かるもの。）

③ 食育の取組の内容が分かるもの（ア及びイを添付）

ア チラシやパンフレット

「ごはん食の魅力を伝える」・「配付する他の食材を活用した調理方法」などを掲載したもの。

イ 写真

子育て家庭に配付する米と他食材の写真（配付予定のもの）

(3) 食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書（様式2号－別紙4－1－②）

(4) 誓約書（様式2号－別紙4－2－②）

5. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限る）

	省略の有無	過去の交付時期
スタッフの名簿		年 月

食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
<p>1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) 子ども食堂（地域のボランティアが子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体） (b) フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 19 条第 1 項に定める活動を行う団体）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2. 食事提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。（新型コロナウイルス感染症への対策として、食事提供団体における食事の提供から弁当の配布に変更した場合で、かつ、食育の推進という目的に合致する取組を行いつつ弁当を配布する場合を含む。）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3. 参加した子どもたちにごはん食の重要性などについて、対面で伝えることができる。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4. 食事提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5. 政府備蓄米について、食事提供団体における食育用以外の用途に使用しない。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>8. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>9. 食事提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。</p>	<input type="checkbox"/>

食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
<p>1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。</p> <p>(a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体</p> <p>(b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体</p> <p>(c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>2. 子育て家庭に政府備蓄米と他の食材を併せて直接配付を行うことができる。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>3. 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことができる。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>4. 政府備蓄米について、食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>5. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>6. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>7. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>8. 食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

「様式 2 号－別紙 4－2－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食事提供団体における食育用)

私は、食事提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡することを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

「様式 2 号－別紙 4－2－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食材提供団体における食育用)

私は、食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡することを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

「様式 2 号－別紙 5」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 1）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記 1 に記載の学校等については、当該年度における米飯給食実施回数を前年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

また、下記 2 に記載の学校等については、前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が前回の交付年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

記

1 学校等名

2 学校等名

「様式 2 号－別紙 6」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 2）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記に記載の学校等については、調理実習等学習教材用にあつては米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、又は、試食会用にあつては米飯給食を推進する目的に使用し、交付申請数量が使用する数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 2 号－別紙 7」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇 県（都道府） 〇〇 課長

〇〇 市（区町村） 〇〇 課長

〇〇 国立大学法人 〇〇 課長

〇〇 学校法人等 〇〇 課長

確認書（その 3）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の有償交付申請に当たって、下記に記載の学校については、交付年度の前年度に、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 4 の 1 の(1)に基づき、政府備蓄米の無償交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式3号」

番 号
年 月 日

- 〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事提供団体の長 殿
食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書
(無償交付・有償交付)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の2の(3)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 引渡しを行う者（受託事業者）
- 2 交付決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長に通知する場合は、備考欄に
玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。

- 4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途に使用すること。

「様式4号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（無償交付・有償交付）

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）により交付数量等の決定通知を受けましたが、下記のとおり変更（辞退）したいので申請します。

記

- 1 変更（辞退）の理由（略）
- 2 交付数量
（変更前と変更後の学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途交付数量を記述する。）

「様式5号」

番 号
年 月 日

- 〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事提供団体の長 殿
食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より変更（辞退）申請のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるので、下記のとおりこれを承認します。

記

1 変更後の交付決定数量等

	年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考
変更前							
変更後							

（注）食事提供団体又は食材提供団体の長に承認する場合は、備考欄に
玄米・精米の別を記載すること。

2 変更後の条件

3 その他

「様式 6 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 5 の (1) に基づき、要領第 7 の 2 の (3) の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無事に実施されるよう手続き等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（有償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し及び売買契約に必要な事項を指示する。

なお、売買契約書の様式は任意のものとし、売買契約に必要な約定は別紙内容を含むものとする。

(別紙)

受託事業体と交付決定者との間で締結する政府備蓄米の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体(以下「甲」という。)が交付決定者(以下「乙」という。)に売り渡す政府備蓄米の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 (学校給食用又は保育所給食用。)
- 三 数量 ○○○○kg
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府備蓄米を、前条第1項第2号の用途に使用しなければならない。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 甲が引き渡した政府備蓄米について、当該米穀を引き渡した後学校給食用(保育所給食)に使用する前に隠れた契約の内容に適合しない現品が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)の同意を得て、契約の内容に適合しない政府備蓄米と同等の政府備蓄米を乙に引き渡すことができる。この場合、乙は、契約の内容に適合しない政府備蓄米を甲に返還する。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府備蓄米の売買契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長の同意を得て、政府備蓄米の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。
- 二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除し、又は、契約が解除された場合、当該契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府備蓄米を甲に返還する。

(違約金)

第5条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、違反に係る政府備蓄米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府備蓄米であって乙が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府備蓄米の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約を解除した場合、本契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府備蓄米を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府備蓄米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府備蓄米

の引渡しが遅延又は不能となった場合

二 売買契約の全部又は一部を解除した場合

三 引き渡した政府備蓄米に契約の内容に適合しない場合であって、契約の内容に適合しない発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 10 条 乙は、政府備蓄米の受払及び加工状況について、甲が別途定める様式の台帳を整備する。

(調査、報告)

第 11 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の加工先との委託契約その他の加工委託等の関係が明らかになる書類を甲に提出する。

「様式 7 - 1 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡指示書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 8 の 1 の (1) に基づき、要領第 7 の 2 の (3) の無償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、米穀の引渡しが無事に実施されるよう手続等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（無償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長に指示する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付）に必要な事項を指示する。

「様式 7 - 2 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡申出書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (2)（第 8 の 2 の (1)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 引渡申出数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

（注）申出者（食事提供団体又は食材提供団体の長に限る。）は、備考欄に
玄米・精米の別を記載すること。

2 引渡希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

（注 1）交付決定書に記載した倉庫業者等を記入する。

（注 2）申出者（食事提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、
食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－①）の 1 の ⑤（配送
先住所）を記載すること。

（注 3）申出者（食材提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、
食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－②）の 1 の ⑤（配送
先住所）を記載すること。

「様式 7 - 3 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

- 1 交付決定者
- 2 引渡申請数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に
玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 引渡場所

(注 1) 交付決定者が提出する引渡申出書に記載された倉庫業者等を記入する。

(注 2) 申出者（食事提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合に
あつては、食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－①）の 1 の
⑤（配送先住所）を記載すること。

(注 3) 申出者（食材提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合あ
つては、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－②）の 1 の
⑤（配送先住所）を記載すること。

「様式 7 - 4 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡決定通知書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、令和〇年〇月〇日に貴殿より引渡しの申請があった無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを下記のとおり、決定する。

記

- 1 交付決定者
- 2 引渡決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 引渡場所

「様式 8 - 1 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
(無償交付学校等給食用)

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた下記 1 に記載の学校等については、別紙のとおり当該年度における米飯給食実施回数が前年度より増加した（又は増加しなかった）こと、交付申請数量が増加させた米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であった（又は以下でなかった）ことを報告します。

また、下記 2 に記載の学校等については、別紙のとおり前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が、前回の交付年度より増加した（又は増加しなかった）ことを報告します。

さらに、下記 3 に記載の学校等については、別紙のとおり交付米穀の全量を学校等給食用に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

(別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量等を記載した資料を添付する。)

記

1 学校等名

2 学校等名

3 学校等名

(1, 2 と同じ場合は、1, 2 と同じと記載する。)

「様式 8 - 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
（無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用）

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた学校等が、別紙のとおり交付米穀の全量を調理実習等学習教材用及び試食会用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

（別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量、使用用途等を記載した資料を添付する。）

「様式 8 - 3 号 - ①」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事提供団体の長

食事提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真 (取組内容がわかるもの)
- 3 開催案内 (チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの)
- 4 食育に用いた資料 (使用した代表的なもの)

(別添)

月別使用報告書(食事提供団体)

団体名 _____ (地域名: _____) 交付数量 玄米・精米 _____ kg 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供方法 (食事提供又はお弁当)													
参加人数(延べ人数)													
食事提供回数													
政府備蓄米使用数量(kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量(kg)													

- (注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。
- (注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、()を付して活動する地域名等を記載してください。
- (注3) 表中の提供方法の欄については、子ども食堂等において食事を提供した場合は「食事提供」と、子ども食堂等に子どもを集めることができず、お弁当の配付に切り替えた場合は「弁当配付」と記入してください。

「様式 8 - 3 号 - ②」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食材提供団体の長

食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食材提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真 (取組内容がわかるもの)
- 3 開催案内 (チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの)
- 4 食育に用いた資料 (使用した代表的なもの)

(別添)

月別使用報告書(食材提供団体)

団体名 _____ (地域名: _____) 交付数量 玄米・精米 _____ kg 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配付した子どもの数 (延べ人数)													
食材配付回数													
政府備蓄米使用数量 (kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量 (kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、() を付して活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の食材配付回数の欄については、実際に子育て家庭に食材を配付した回数を記入してください。

「様式 8 - 4 号」

番 号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書（有償交付用）

令和〇〇年度において学校等給食用米粉パン等用として有償交付を受けた下記に記載の学校等が、交付米穀の全量を学校等給食用米粉パン等に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 8 - 5 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告書
（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた政府備蓄米の交付について、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名、食事提供団体名、食材提供団体名（ ）
※活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、（ ）内に活動する地域名等を記載してください。

- 1 実施計画が実施できなくなった理由
- 2 全交付数量
- 3 未使用交付数量
- 4 未使用交付米穀の使用計画

「様式 8 - 6 号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿

又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（区町村）長 殿

〇〇国立大学法人の長 殿

〇〇学校法人等の長 殿

食事提供団体の長 殿

食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 7 の 1 の規定に基づく交付申請の内容のとおり実施したものとみなします。

また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。

別紙

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事提供団体、食材提供団体から、農産局長に使用報告書の提出がなされていること

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が適正であること
- ②変更又は辞退の数量根拠が適正であること

3 農産局長への提出

各確認項目に係る意見を農産局長に提出する。

なお、食事提供団体及び食材提供団体における食育用については除く。